

学校施設利用時の注意事項について

利用者が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることに。
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合
- ② 利用団体の代表者は、当日の利用者全員の体調が、上記事項に該当がないか確認し、利用者名簿をご記入すること。
- ③ マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
- ④ 利用中は、窓を開放するなど換気を行うこと。利用後は、必ず施錠を行うこと。
- ⑤ こまめな手洗い等を実施すること。
- ⑥ 他の利用者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合等を除く）。
- ⑦ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑧ ごみは必ず持ち帰ること。
- ⑨ 利用する際は、各自又は各団体で消毒液（除菌シート）などを準備し、利用時間内に使用した器具、ドアノブ、トイレ、蛇口、照明スイッチ等手で触れた所の消毒、体育館の床清掃は必ず行うこと。
- ⑩ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校、学校教育課まで連絡すること。
- ⑪ 町内の小中学校は、全面禁煙です。

上記、事項が守られていないと施設管理者、大津町教育委員会が判断した場合は、学校体育施設の開放を中止することがあります。

【問い合わせ先】

大津町教育委員会

学校教育課

TEL:096-293-3349